

あきる野市内で事業を営んでいて
新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の皆様へ

あきる野市事業者緊急支援給付金 【20万円】 を給付いたします。

1. 対象者となる方

次に掲げる全ての要件を満たしている事業者の方

- ①あきる野市内に主たる事務所または事業所を置く中小企業基本法に基づく中小企業者（2020年5月31日以前に開業した方）
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年1月から12月のいずれかの月の売上高が、**前年同月比で30%以上50%未満減少**している方
（白色申告等を行っていて、前年の月次事業収入を確認できない場合は、前年の月平均の事業収入と対象月の月間事業収入を比較することとします。）
- ③**国の持続化給付金の給付対象とならない方**
- ④本給付金の申請時において、今後も事業を継続する意志を有している方

2. 給付金額

20万円

3. 申請方法

あきる野商工会本所または支所への**郵送提出**または、窓口提出。

（3密防止のため、なるべく郵送（簡易書留）提出をお願いいたします。）

※申請様式等は、あきる野市又はあきる野商工会のホームページからダウンロードできます。

4. 申請期間

令和2年6月22日（月曜日）から令和3年1月15日（金曜日）まで
（郵送の場合は当日消印有効）

※申請受付後、書類等に不備がなければ2～4週間程度で給付いたします。

2020年5月31日以前に開業していて前年同月比の売上高が
（※2019年1月1日以降に開業した事業者等については別の算出方法があります。）

**30%以上50%未満減少している方
が対象となります。**

※50%以上減少している方は国の持続化給付金の申請をして下さい。
（申請締切：令和3年1月15日）

【対象月】2020年

1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月

裏面もご覧ください